

煙石博さんは無実です

煙石博さんの高裁控訴審第一回公判は5月27日(火) 午後2：00、広島高等（高麗邦彦裁判長）でありました。

初公判の広島高等裁判所300号法廷 は傍聴席が40席しかなく、当日午後1時05分から広島高等裁判所東棟1階交通事件待合室にて傍聴整理券の交付が行われ、煙石博さんの無実を信じて裁判の傍聴に駆け付けた人は97名。抽選で25名に傍聴券が配布されました。記者席が15席確保されていました。傍聴券がもらえなかつた人は、「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」が準備した裁判所北側の弁護士会館5階の記者会見場で待ちました。

控訴審第一回公判 では

主任弁護人久保豊年弁護士から、一審裁判の経過を説明し、控訴趣意書では、一審判決の誤認を指摘し、一審で被告・弁護人から防犯カメラ映像の鮮明化を求めたのに、検察は、鮮明化は出来ないと断定し、裁判長は必要ないと退けられたので、被告・弁護人が私的に依頼した鑑定会社の画像分析で、煙石博さんが「封筒に手を触れていないことは明らか」と改めて無罪を主張しました。これを受け、裁判長は次回7月8日(火) 15：00に鑑定書を作成した鑑定人を証人として呼び証人尋問することになりました。

公判後に、開いた記者会見場には、新聞社は、中国、朝日、毎日、読売、産経、共同、時事の7社 テレビ局はRCC HTVの2社 と出版社から1社の参加がありました。

「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」の主催で、煙石博さんの無罪を勝ちとる会のメンバー67名も出席しました。

記者会見の内容については、後日詳細を報告しますが、広島テレビの昨日ニュースで放送されました。
また、5月28日の朝日、産経、中国新聞の記事を紹介します。

広島テレビで放送されました

窃盗の元アナ控訴審初公判で無罪主張

窃盗の罪に問われ1審で執行猶予つきの有罪判決を受けた中国放送の元アナウンサー煙石博被告が控訴審初公判で無罪を主張。公判後の会見で煙石被告は「私は無実。裁判所の判断は冤罪」と訴えた。独自に行った防犯カメラ映像の解析結果で無実を証明する方針。

元アナウンサーが控訴審でも無罪主張

(5月28日 朝日新聞)

銀行内で女性が置き忘れた封筒から現金を盗んだとして、窃盗罪に問われた元中国放送アナウンサーの煙石（えんせき）博被告（67）の控訴審の初公判が27日、広島高裁（高麗邦彦裁判長）であった。被告側は民間の鑑定会社に依頼して解析した防犯カメラの画像から「封筒に手を触れていないことは明らか」と改めて無罪を主張。検察側は控訴棄却を求めた。

一審・広島地裁は昨年11月、「現金を抜き取ることができたのは被告しかいない」として懲役1年執行猶予3年（求刑懲役1年6ヶ月）を言い渡した。無罪を主張していた被告側は控訴した。裁判後、煙石被告は記者会見し、「全く身に覚えがありません。私は無実」と訴えた。次回の公判は7月8日の予定。

元アナウンサーの煙石被告、無罪主張　控訴審初公判　(5月28日産経新聞)

銀行で置引したとして、窃盗罪に問われ、広島地裁で懲役1年、執行猶予3年の判決を受けた中国放送の元アナウンサー、煙石博被告（67）＝広島市南区旭＝の控訴審初公判が27日、広島高裁（高麗邦彦裁判長）であり、煙石被告側は無罪を主張した。

煙石被告側は、「銀行から証拠として提出された防犯カメラ映像には被告が犯行に及んだ事実は映っておらず、被害者の供述は信用性がない」とする控訴趣意書を提出している。この日は私的に依頼した鑑定会社の画像分析で、煙石被告が手を伸ばした場所と被害者が封筒を置いた場所、銀行員が被害者の封筒を発見した場所が異なっていたと主張した。7月8日の次回に鑑定人を証人尋問する。

元アナ、あらためて無罪主張　(5月28日中国新聞)

2012年9月に広島市南区の銀行で、記帳台に客が置き忘れた現金6万6600円入り封筒を盗んだとして窃盗罪に問われた南区旭2丁目、元中国放送アナウンサー煙石博被告（67）の控訴審の初公判が27日、広島高裁であった。弁護側は懲役1年、執行猶予3年とした広島地裁判決に事実誤認があるとし、あらためて無罪を主張した。

弁護側は控訴趣意書で、防犯カメラの映像を独自に鑑定した結果を基に「被告は封筒に一度も触っていない」と強調。「当初から封筒内には現金が入っていなかったと考えるのが合理的」と訴えた。検察側は控訴棄却を求めた。

以上